

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成30年7月11日)

京都労働局長(当局)は、平成30年7月11日(水)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1【全労働京都支部】

「給与制度の総合的見直し」の現給保障の廃止によって賃下げとなった職員に対する賃金の回復や国家公務員の諸手当の改善を図るとともに、再任用職員及び非常勤職員の処遇改善を図ること。

【当局】

退職手当の支給割合の見直しや諸手当の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものであると認識している。

職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望を伝えていきたい。

2【全労働京都支部】

働き方改革を推進する官庁として、実態に即した労働行政の体制を確保し、誰もが働きがいを持ち、安心して働き続けられるよう対策を講じること。

【当局】

国民サービスを低下させずに円滑な労働行政を推進するため、厳しい職場実態を関係各部署に訴え、労働行政の体制確保に最大限の努力を行いたい。

3【全労働京都支部】

労災補償業務における複雑困難事案の増加など、労働行政の第一線の実情に即さない度重なる定員削減により、超過勤務が増加している。実態確認のうえ、適切な処置を講じること。

【当局】

職員の健康被害が起こらないよう、正規職員(管理職員を含む)及び非常勤職員の超過勤務の実態把握を確実にし、超過勤務削減のための取り組みを引き続き行っていきたい。